

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として 定める等の政令案

内閣法制局説明資料

令和2年1月

厚生労働省健康局結核感染症課

目次

政令案の概要	1
【第1条関係】指定感染症に指定する理由	2
【第2条及び第3条関係】指定感染症とする期間及び感染症法の準用について	7
【第4条関係】法定受託事務について	24
【附則第1項及び第2項関係】施行期日と政令の失効等について	27
【附則第3項関係】地方自治法施行令の一部改正について	31

政令案の概要

1. 政令案の趣旨

- 中華人民共和国（以下「中国」という。）武漢市において令和元年12月8日に発生した新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月26日時点で、中国で約2000名の患者と、そのうち56例の死亡例が確認されており、日本においても、4名の患者が確認されている。
 - ※ その他、タイ、韓国、台湾、ベトナム、シンガポール、フランス、米国、オーストラリア、マレーシア、ネパール、カナダで患者が確認されている。
- 中国では、武漢市を含む湖北省、北京市、広東省、上海市などにおいて、患者が確認されている。
- また、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、基礎疾患のある者や高齢者で重症化する恐れがあるものとされている。また、接触者間での限定的なヒトからヒトへの感染が認められる。
- 今般、我が国における当該疾病の発生の予防及びそのまん延の防止に関し必要な措置を講ずるため、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定めることとする。

2. 政令案の内容

- 新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定めるとともに、感染症の規定のうち準用されるものを定める。

3. 根拠条項

感染症法第6条第8項、第7条第1項及び第66条

4. 施行期日等

公 布 日：令和2年1月●日

施行期日：公布の日から起算して10日を経過した日

※ 施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失うこととする。

【第1条関係】指定感染症に指定する理由

- 感染症法においては、感染症に感染した際の症状の重篤性や感染経路等を考慮し、一類感染症から五類感染症まで、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に分類し、それぞれの類型ごとに講ずる措置を規定している。新型コロナウイルス感染症については、現在、感染症法上の位置付けがなされていない。
- 新型コロナウイルス感染症は、中国を中心に発生が報告されているである。その原因ウイルスは、新型コロナウイルスであることが判明している。
また、これに関し、世界保健機関（WHO）において、令和2年1月23日に緊急委員会が開催され、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」とはされなかったものの
 - ・ ヒト－ヒト感染（人から人への感染）の発生は確認されたこと
 - ・ 患者のうち25%が重症であったこと
 - ・ 1つの医療機関で感染拡大があったこと
 - ・ ヒト－ヒト感染の程度については未だ不明
 - ・ 感染源は不明等の内容が公表されているところ。
これらの事情を踏まえれば、国内において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合、入院措置など二類感染症相当の対応をとる必要がある。
- 二類感染症については、その人権制限の大きさに鑑み、法律でのみ対象疾病を追加することが可能とされている。しかしながら、既に日本で新型コロナウイルス感染症の患者が発生していること等に鑑みれば、公衆衛生上速やかに対応する必要があり、このため、今回、法改正を待つことなく、緊急の措置として、指定感染症に指定することとしたい。
- 指定感染症については、「既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの」と定義されている。新型コロナウイルス感染症については、上記のとおり、その病原体や病状等が明らかになっているため、「既に知られている」感染性の疾病といえる。また、入院措置などの対応をとらなければそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。このため、指定感染症の要件に該当しているものである。
- なお、これまでに指定感染症に指定した例としては、
 - ① 平成15年7月に重症急性呼吸器症候群（SARS）を指定した例
 - ② 平成18年6月にインフルエンザ（H5N1）を指定した例（平成19年に1年延長）
 - ③ 平成25年5月に鳥インフルエンザ（H7N9）を指定した例（平成26年に1年延長）

④ 平成 26 年 7 月に中東呼吸器症候群（MERS）を指定した例がある。なお、これらの疾病は、指定感染症に指定した後、感染症法の改正により二類感染症に位置付けられている。

(参考) 新型コロナウイルス感染症とすることについて

今般指定感染症に指定する感染症については、次のとおり、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症とする理由について

- 今般指定感染症に指定する感染症について、そのウイルスは「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」（※）と呼称されている。

※ nCoV = Novel（新しい）Coronavirus（コロナウイルス）

- このため、感染症名の規定に当たっては、「性器クラミジア感染症」（感染症法第6条第6項第5号）、メシチリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（同項第8号）等と同様、「感染物質名＋感染症」という形で、「新型コロナウイルス感染症」として規定することとする。

例1：世界保健機関ウェブサイト

Novel Coronavirus (2019-nCoV)

On 31 December 2019, WHO was alerted to several cases of pneumonia in Wuhan City, Hubei Province of China. The virus did not match any other known virus. This raised concern because when a virus is new, we do not know how it affects people.

One week later, on 7 January, Chinese authorities confirmed that they had identified a new virus. The new virus is a coronavirus, which is a family of viruses that include the common cold, and viruses such as SARS and MERS. This new virus was temporarily named “2019-nCoV.”

例2：国立感染症研究所ウェブサイト

新型コロナウイルス（2019-nCoV）関連情報について

国立感染症研究所では、2020年1月より明らかとなった中国武漢市をはじめとする肺炎及びその原因とされる 2019-nCoV に関連する疫学、検査等について情報を提供しています。

(2) 「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが報告されたものに限る。）であるものに限る。」とすることについて

- ① 「病原体がベータコロナウイルス属〇〇ウイルスであるものに限る」としないことについて

- 権威のある組織において決定した感染症名がない場合には、感染症名を病原体名により限定する等により、定義の明確化を行っている

例1：「重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）」（感染症法第6条第3項第4号）

例2：「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）」（感染症法第6条第3項第5号）

- この点、例えば、中東呼吸器症候群は、指定感染症としての指定に先立ち、病原体については、2013年5月、ウイルス分類に関する国際委員会のコロナウイルス研究グループにおいて、既に「Middle East respiratory syndrome coronavirus (MERS-Cov) (和訳：MERSコロナウイルス)」と命名されており、世界保健機関も同名称を使用していたことから、「病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。」とされたものである。
- 他方、「新型コロナウイルス (2019-nCoV)」は、WHOのウェブサイトにおいて一時的 (temporarily)、とされており、WHO緊急委員会においても、本ウイルスの名称を決定する議論より具体的な対策等の議論が優先され、呼称については、対策等を行うに当たってのあくまで暫定的な呼称であると説明された。
- このため、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスに限る旨を規定した上で、さらに必要な限定を行うこととする。
 - ※ ベータコロナウイルス属に属するウイルスであることは、国立感染症研究所に確認済。

(参考)

- ・ 重症急性呼吸器症候群の原因ウイルスであるSARSコロナウイルスについては、当該感染症を感染症法に規定した当時の分類学上の整理に従い、その属名が「コロナウイルス属」とされていたが、その後、当該感染症法の改正に伴い、「コロナウイルス属」から「ベータコロナウイルス属」に変更された。
- ・ 今般の感染症も今後の科学的な知見の蓄積が想定されるが、現時点では本名称とし、今後、指定感染症としての延長を行う、または、感染症法上の感染症 (二類感染症) に位置付ける等の機会を見て、名称に係る更なる検討を行うこととしたい。

② 「令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが報告されたものに限る。」とすることについて

- 上記の必要な限定を行うに当たっては、新型インフルエンザ (感染症法第6条第7項) の定義を参照し、今般指定する感染症の実情に即して、「令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。」とする。

参考：世界保健機関ウェブサイト
Novel Coronavirus - China
Disease outbreak news : Update
12 January 2020

On 11 and 12 January 2020, WHO received further detailed information from the National Health Commission about the outbreak.

(略)

According to information conveyed to WHO by Chinese authorities on 11 and 12 January, 41 cases with novel coronavirus infection have been preliminarily diagnosed in Wuhan City. Of the 41 cases reported, seven are

severely ill. This is when the one death, mentioned above, was reported, in a patient with other underlying health conditions. Six patients have been discharged from hospital. Symptom onset of the 41 confirmed nCoV cases ranges from 8 December 2019 to 2 January 2020. No additional cases have been detected since 3 January 2020.

(略)

※ 中国政府と世界保健機関の連絡については詳細を把握できていないが、遅くとも上記の時点では、中国政府から世界保健機関に対する報告がなされたものと考えている。

- なお、新型インフルエンザでは、「人から人への感染」とされているが、
 - ・ 現時点で人から人への感染は認められるが、あくまで限定的な状況で認められたに過ぎず、
 - ・ また、少なくとも当初の報告の時点では人から人への感染が生ずることとはされておらず、報告された事例も動物からの感染である可能性を念頭にすべきこと
- から、人から人への感染とせず、単に「人への感染」としている。

【第2条及び第3条関係】指定感染症とする期間及び感染症法の準用について

1. 指定感染症とする期間

- 指定感染症については、「一年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより次条（第8条）、第三章から第七章まで、第十章、第十二章及び第十三章の規定の全部又は一部を準用」することができることとされている。
- このうち、「政令で定める期間」については、過去の指定感染症と同様1年とする。
 - ※ 新型コロナウイルス感染症の流行の動向等に鑑み、現時点において、新型コロナウイルス感染症を指定感染症とする期間を1年以内とする特段の合理性は存在せず、必要な措置を継続する観点から、最長期間を取る必要がある。

2. 感染症法の準用

（1）準用する規定の選定方針

- 深刻な呼吸器疾患を引き起こすコロナウイルスによる感染性の疾病として重度急性呼吸器症候群（SARS）及び中東呼吸器症候群（MERS）の2つが知られており、いずれも二類感染症として位置付けられている。
- 新型コロナウイルス感染症の指定感染症指定に当たっては、本感染症の流行の動向等に鑑み、上記同様、二類感染症に対する措置を考慮し、準用する規定を整理することとした。
- なお、二類感染症の中でも、結核については感染症法上特別な扱いがされているところ、結核のみにかかる規定は、準用の対象から除いている。

（2）読替の方針

<実質的な読替>

- 新型コロナウイルス感染症について、感染症法を準用するに当たっては、第19条から第23条まで、第24条の2及び第25条の規定（一類感染症の患者に対する規定）については、第26条において二類感染症の患者に対する準用が定められているところ、同条において実質的な読替が行われている場合に、同様の読替（※）を行う。
 - ※・ 感染症法第19条及び第20条において、感染症指定医療機関の範囲として特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関を定める。
 - ・ 感染症法第22条においては、病原体を保有していない場合のほか、症状が消失した場合（無症状病原体保有者）についても、退院できることとする。

<形式的な読替>

- また、感染症法を準用するに当たり、適用関係を明確化する観点から
 - ・ 「一類感染症、二類感染症、三類感染症」などと規定されている場合、新型コロナウイルス感染症がどの感染症の類型に置き換わるか自明でないため、その適用関係を明確化できるよう、これらの感染症（以下「対象感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症」と読み替える規定を置くとともに、
 - ・ 条文中に本政令において準用しない条項が含まれる条項については、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読替えを行うことと

する。

○なお、

- ・ 準用関係を明確化するため「～において読み替えて準用する」と規定している例もあるものの、読替が煩雑になることから、過去の指定感染症指定時と同様、本政令においてはそのための読替は行わないこととする。
- ・ また、「当該感染症」の用語については、「新型コロナウイルス感染症」は感染症であることが明らかであり、「当該感染症」としたままで特段の紛れが生じないことから、過去の指定感染症指定時と同様、読替は不要とする。

(3) 各規定の準用の要否について

○ 各規定の準用の要否については、次の表のとおり。

[欄の考え方]

- ・ 「二類感染症」の欄：二類感染症（結核を除く。）に当該規定が適用されるか
 - ・ 「MER S」の欄：中東呼吸器症候群が指定感染症に指定されていた際、当該規定が中東呼吸器症候群に準用されていたか
 - ・ 「●●●」の欄：新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定するに当たり、当該規定を新型コロナウイルス感染症に準用するか
- ※ 「―」は、MER Sの指定感染症への指定時点では当該条項が存在しなかったもの（平成26年の感染症法改正により加えられた条項）。

規定	二類 感染 症	ME R S	●● ●	判断の理由
----	---------------	-----------	---------	-------

【第1章 総則】

(疑似症患者及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用)					
第8条	第1項	○	○	○	病原体診断が確定する前の段階においても、当該感染症の明らかな症状を有している者に対して、確定診断が行われた患者と同等の措置を行う必要があるため、本項を準用する。
	第2項	×	×	×	新型インフルエンザの疑似症患者に対するこの法律の適用関係を定める規定であるが、疑似症患者に対するこの法律の適用については前項を準用することから、本項は準用しない。
	第3項	×	×	×	一類感染症の無症状病原体保有者に対するこの法律の適用関係を定める規定であるが、新型コロナウイルス感染症については当該感染症の症状を呈さない場合に感染性があるとはされておらず、一律にこの法律の規定を適用することは適切で

					はない（※）ことから、本項は準用しない。 ※ 無症状病原体保有者を対象とする必要性がある場合には、個別の条においてその旨規定する。
【第3章 感染症に関する情報】					
(医師の届出)					
第12条	第1項	○	○	○	新型コロナウイルス感染症について、医師は診断後直ちに都道府県知事に届出を行い、都道府県知事等は当該届出に基づき積極的疫学調査を行って感染者の早期把握に努めつつ、適切な措置をとる必要があるため、これらの項を準用する。
	第2項	○	○	○	
	第3項	○	○	○	
	第4項	○	×	×	慢性疾患に係る規定であるため、急性疾患である新型コロナウイルス感染症には準用しない。
	第5項	○	×	×	
	第6項	○	○	○	医師が死体を検案する際に第1項から第3項までの規定を準用する旨の規定であるため、本項を準用する。
(獣医師の届出)					
第13条		○	○	×	獣医師に診断後届出を義務付ける動物を政令上で具体的に規定する必要があるが、当該感染症を媒介する動物は現時点では明らかではないことから、少なくとも現時点では準用しない。
(感染症の発生の状況及び動向の把握)					
第14条	一部 ○	×	×	×	いわゆる定点調査（※）に係る規定であるところ、国内の新型コロナウイルス感染症の患者数は限定的（1名）であり、少なくとも現時点では準用しない。 ※ 発生動向の把握が必要なもののうち、患者数が多数で、全数を把握する必要はないものについて、病院や診療所を定めて、発生状況等を届出させるもの。 新型コロナウイルス感染症については、第15条（いわゆる全数調査）で対応する。
第14条の2	×	—	×	×	インフルエンザ等の継続的な病原体解析が特に重要な感染症について、よりの確な情報収集を行うために、前条を参考として設けられた規定であるところ、新型コロナウイルス感染症について、継続的な病原体解析が必要とされておらず、少

				なくとも現時点では準用しない。
(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)				
第 15 条	○	○	○	患者発生時には積極的疫学調査（接触者の調査など）を行うことが必要であるため、本条を準用する。 ※ 現時点では媒介動物は明らかではなく、また、無症状病原体保有者からは感染しないとされているが、今後の発生状況を見つつ、機動的に必要な調査を行うことができるよう、動物や無症状病原体保有者も対象とする。
(検疫所長との連携)				
第 15 条の 2	*	*	*	検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）において、検疫所長は仮検疫済証を交付した場合に、検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者に対し、旅券の提示等を求めるとともに、当該者の入国後、一定期間、体温等の報告を求めること等ができることとされている。結果、検疫所長は健康状態に異常を生じた者を確認したときは、これが都道府県知事に通知される。本条は、当該通知を受けた場合の都道府県知事と検疫所長の連携について定めた規定であり、新型コロナウイルス感染症が検疫感染症に指定されることで、直接適用されることになる。
第 15 条の 3	×	×	×	新型インフルエンザ等感染症に係る前条に相当する規定であるため、準用しない。
(情報の公表)				
第 16 条	○	○		第 15 条（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）等の規定により収集した新型コロナウイルス感染症に関する情報等を分析し公表する必要があるため、本条を準用する。 また、条文中に本政令において準用しない条項が含まれているため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読替を行う。
(協力の要請)				
第 16 条の 2	○	○	○	患者発生時に、医師その他の医療関係者に対し、医療機関における病床の確保など、必要な協力を求める場合が想定されるため、本条を準用する。

【第4章 就業制限その他の措置】

(検体の採取等)				
第16条の3	○	—	○	国内で発生した場合に、迅速な危機管理体制の構築のため、患者等への検体採取に応ずること等の勧告及び当該勧告に応じない場合の検体採取を行う必要があるため、本条を準用する。 また、適用関係を明確化するため、対象感染症について、新型コロナウイルス感染症に読み替える。
(健康診断)				
第17条	○	○	○	患者に接触した等の感染の疑いがある者に対して、できるだけ速やかに診察・検査し、早期に適切な医療を行う必要があるため、本条を準用する。 また、適用関係を明確化するため、対象感染症について、新型コロナウイルス感染症に読み替える。
(就業制限)				
第18条	○	○	○	患者が多数の者と接触する業務に従事している場合、病原体が検出されなくなるまで、多数の者と接触する職業等の就業制限を行う必要があるため、本条を準用する。
(入院)				
第19条	○	○	○	患者が多数の者と接触する状況下では、飛沫感染及び接触感染が生じる恐れがあることから、他者から隔離するための個室又は室内の空気が他の部屋に流出しない設備が整っている病室（陰圧室）が整備されている医療機関に入院させる必要があるため、本条を準用する。 ※ なお、二類感染症に対しては、第26条により準用され、適用されているところ（第19条から第23条まで、第24条の2及び第25条において同じ。）。 また、第二種感染症指定医療機関までの医療機関を入院先の対象とするための読替規定を置く。
第20条	○	○	○	感染性が消失せずに治療が長期化する可能性があることから、入院の延長を行えるようにする必要があるため、本条を準

				用する。 また、第二種感染症指定医療機関までの医療機関を入院先の対象とするための読替規定を置く。
(移送)				
第 21 条	○	○	○	都道府県において、搬送車等により搬送が行えるようにするため、本条を準用する。 また、二類感染症に関しては搬送を「義務付け」ではなく「できる」規定とする読替規定が置かれており（第 26 条）、新型コロナウイルス感染症においても同様の読替規定を置く。
(退院)				
第 22 条	○	○	○	患者において、ウイルスの排出がなくなれば、入院の必要性はないことから、速やかに退院させる必要があるため、本条を準用する。 また、二類感染症においては、症状が消失した場合（無症状病原体保有者）について、退院できることとするための読替規定が置かれており（第 26 条）、新型コロナウイルス感染症においても、この場合に他者への感染の危険を示す積極的な科学的知見がないことから、同様の読替規定を置く。
(最小限度の措置)				
第 22 条の 2	○	○	○	健康診断、就業制限、入院等の措置の程度は最小限度であるべきであるため、本条を準用する。
(書面による通知)				
第 23 条	○	○	○	入院は身体拘束を伴う行為であるため、人権に対する配慮の観点から手厚い手続保障を行う必要があるため、本条を準用する。
(感染症の審査に関する協議会)				
第 24 条	○	○	○	入院勧告等を行う場合、当該患者を入院措置することによって感染症のまん延防止が図られるか等について、医学的かつ専門的側面から、当事者以外の第三者からの客観的な判断が必要であるため、本条を準用する。

				条文中に本政令において準用しない条項が含まれているため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
(都道府県知事に対する苦情の申出)				
第 24 条の 2				入院措置を講じた場合、人権の尊重の確保を図る必要があるため、本条を準用する。
(審査請求の特例)				
第 25 条				入院期間が長期化した場合、処分庁以外の者によるチェックが不可欠であるため、本条を準用する。
(準用)				
第 26 条				二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症に係る第 19 条から第 23 条まで、第 24 条の 2 及び第 25 条の準用を定めたものであるところ、新型コロナウイルス感染症についてはこれらの規定を直接読み替えて適用することとしており、本条は準用しない。
(結核患者に係る入院に関する特例)				
第 26 条の 2	×	×	×	結核患者に係る規定であり、準用しない。
【第 5 章 消毒その他の措置】				
(検体の収去等)				
第 26 条の 3	○	—	○	国内で発生した場合に、迅速な危機管理体制の構築のため、患者等への検体提出等の勧告及び当該勧告に応じない場合の検体収去を行う必要があるため、本条を準用する。 また、適用関係を明確化するため、対象感染症について、新型コロナウイルス感染症に読み替える。
(検体の採取等)				
第 26 条の 4	○	—	○	国内で発生した場合に、迅速な危機管理体制の構築のため、動物の所有者等への検体採取に応ずること等の勧告及び当該勧告に応じない場合の検体採取を行う必要があるため、本条を準用する。 また、適用関係を明確化するため、対象感染症について、新型コロナウイルス感染症に読み替える。
(感染症の病原体に汚染された場所の消毒)				

第 27 条	○	○	○	新型コロナウイルスは、患者の咳・くしゃみ等によって生じる飛沫や体液により他者に感染させる可能性があるため、本条を準用する。 また、適用関係を明確化するため、対象感染症について、新型コロナウイルス感染症に読み替える。
(ねずみ族、昆虫等の駆除)				
第 28 条	○	○	○	新型コロナウイルスの感染経路は不明な点も多く、本条の媒介動物等が介在する可能性があるため、本条を準用する。 また、適用関係を明確化するため、対象感染症について、新型コロナウイルス感染症に読み替える。
(物件に係る措置)				
第 29 条	○	○	○	新型コロナウイルスに汚染された患者の寝具、飲食物等の物件について廃棄等の措置を取る必要があるため、本条を準用する。 また、適用関係を明確化するため、対象感染症について、新型コロナウイルス感染症に読み替える。
(死体の移動制限等)				
第 30 条	○	○	○	新型コロナウイルスは遺体の鼻汁、血液、尿、糞等の中にも存在すると考えられることから、遺体からの接触感染及び飛沫感染の防止策を取るため。 適用関係を明確化するため、対象感染症について、新型コロナウイルス感染症に読み替える。
(生活の用に供される水の使用制限等)				
第 31 条	○	×	×	MERS コロナウイルス (※) では準用は不要とされており、新型コロナウイルスについても、同様とする。 ※ MERS コロナウイルスは水中では増殖しないと考えられることから、高濃度のウイルスにより水が汚染される可能性は低い。また、大量のウイルスにより水が汚染されても、浄水の過程を経れば感染性は失われることから、ヒトが感染することはない。このため、一般の生活用水からヒトが感染を受ける可能性は無いことから、準用は不要とされた。

(建物に係る措置)				
第 32 条	×	×	×	一類感染症を対象とした規定であり、新型コロナウイルスは建物への立ち入りを禁止するほどの強い感染力を持つものではないので、本条は準用しない。
(交通の制限又は遮断)				
第 33 条	×	×	×	一類感染症を対象とした規定であり、新型コロナウイルスは交通を制限するほど強い感染力をもつものではないので、本条は準用しない。
(必要な最小限度の措置)				
第 34 条	○	○	○	新型コロナウイルスに関する消毒その他の措置についても、措置の程度は最小限度であるべきものであるため、本条を準用する。 また、条文中に本政令において準用しない条項が含まれているため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
(質問及び調査)				
第 35 条	○	○	○	消毒その他の措置を実施するために必要な質問及び調査を行う必要があるため、本条を準用する。 また、対象感染症を新型コロナウイルス感染症に読み替えるほか、条文中に本政令において準用しない条項が含まれているため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。 ※ 現時点では媒介動物は明らかではなく、また、無症状病原体保有者からは感染しないとされているが、今後の発生状況を見つつ、機動的に必要な調査を行うことができるよう、動物や無症状病原体保有者も対象とする。
(書面による通知)				
第 36 条	第 1 項	○	○	消毒その他の措置について書面による通知を行う必要があるため、これらの項を準用する。 また、第 1 項中に本政令において準用しない条項が含まれているため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
	第 2 項	○	○	
	第 3 項	○	○	

	第4項	×	×	×	建物に係る措置及び交通の制限又は遮断に関する通知に係る規定であるため、本項は準用しない。
	第5項	○	○	○	消毒その他の措置について書面による通知を行う必要があるため、本条を準用する。
【第6章 医療】					
(入院患者の医療)					
第37条		○	○	○	措置入院時の医療費負担に係る規定であるため、本条を準用する。 第一項中に本政令において準用しない条項等が含まれているため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
(結核患者の医療)					
第37条の2		×	×	×	結核患者の医療費負担に係る規定であり、医療費負担については、第37条を準用することから、本条を準用する必要がない。
(感染症指定医療機関)					
第38条	第1項	○	○	×	今般の指定感染症への指定は、既存の感染症医療機関の枠組みの中で行われるものであり、新型コロナウイルス感染症だけに着目した指定行為が想定されないため、本項を準用しない。
	第2項	○	○	×	
	第3項	○	○	○	中東呼吸器症候群の患者の入院措置については、感染症指定医療機関で医療を行わせるため、本条を準用する。
	第4項	○	○	○	
	第5項	○	○	○	
	第6項	○	○	○	また、条文中に本政令において準用しない条項等が含まれているため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
	第7項	×	×	×	結核指定医療機関のみに係る規定であるため、準用は不要。
	第8項	○	○	×	今般の指定感染症への指定は、既存の感染症医療機関の枠組みの中で行われるものであり、新型コロナウイルス感染症だけに着目した指定行為が想定されないため、本項を準用しない。
	第9項	○	○	○	中東呼吸器症候群の患者の入院措置については、感染症指定医療機関で医療を行わせるため、本条を準用する。

					また、条文中に本政令において準用しない条項等が含まれているため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
(他の法律による医療に関する給付との調整)					
第 39 条	第 1 項	○	○	○	第 37 条（入院患者の医療）を準用しており、これと一連の規定であるので、本条を準用する。 また、条文中に本政令において準用しない条項等が含まれているため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
	第 2 項	×	×	×	結核患者の医療費負担に係る規定であるため、準用しない。
	第 3 項	×	×	×	
(診療報酬の請求、審査及び支払)					
第 40 条		○	○	○	第 37 条（入院患者の医療）を準用しており、これと一連の規定であるので、本条を準用する。 また、第 1 項中に本政令において準用しない条項等が含まれているため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
(診療報酬の基準)					
第 41 条		○	○	○	第 37 条（入院患者の医療）を準用しており、これと一連の規定であるので、本条を準用する。 また、第 1 項中に本政令において準用しない条項等が含まれているため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
(緊急時等の医療に係る特例)					
第 42 条		○	○	○	第 37 条（入院患者の医療）を準用しており、これと一連の規定であるので、本条を準用する。 また、第 1 項中に本政令において準用しない条項等が含まれているため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
(報告の請求及び検査)					

第 43 条	○	○	○	第 37 条（入院患者の医療）を準用しており、これと一連の規定であるので、本条を準用する。 また、第 1 項中に本政令において準用しない条項等が含まれているため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。	
(厚生労働省令への委任)					
第 44 条	○	○	○	第 37 条（入院患者の医療）を準用しており、これと一連の規定であるので、本条を準用する。 また、条文中に本政令において準用しない条項等が含まれているため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。	
【第 10 章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置】					
(輸入禁止)					
第 54 条	○	×	×	輸入を原則禁止する動物を政令上で具体的に規定する必要があるが、当該感染症を媒介する動物は現時点では明らかではないことから、少なくとも現時点では準用しない。	
(輸入検疫)					
第 55 条	○	×	×	輸入検疫を行うこととする動物を政令上で具体的に規定する必要があるが、当該感染症を媒介する動物は現時点では明らかではないことから、少なくとも現時点では準用しない。	
(検査に基づく措置)					
第 56 条	○	×	×	輸入検疫（第 55 条）を踏まえた措置を規定するものであり、少なくとも現時点では準用しない。	
(輸入届出)					
第 56 条の 2	○	×	×	輸入届出を行うこととする動物を省令上で具体的に規定する必要があるが、当該感染症を媒介する動物は現時点では明らかではないことから、少なくとも現時点では準用しない。	
【第 12 章 費用負担】					
(市町村の支弁すべき費用)					
第 57 条	第 1 号	○	○	○	市町村の支弁すべき費用を各号において

	第2号	○	○	○	規定しているところ、第1号から第3号までについては、第27条から第29条までの措置に係る費用であり、これらの規定は新型コロナウイルス感染症においても準用されるため、これらの号を準用する。 また、条文中に本政令において準用しない条項等が含まれているため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読替を行う。
	第3号	○	○	○	
	第4号	○	×	×	
	第5号	×	×	×	
	第6号	×	×	×	第31条及び第53条は新型コロナウイルス感染症においては準用されないため、これらの号も準用しない。
(都道府県の支弁すべき費用)					
第58条	第1号	○	○	○	都道府県の支弁すべき費用を各号において規定しているところ、第15条及び第16条については新型コロナウイルス感染症においても準用されるため、本号を準用する。 これらを除いては本政令において準用しない条項であるため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
	第2号	○	○	○	第17条については新型コロナウイルス感染症においても準用されるため、本号を準用する。 これを除いては本政令において準用しない条項であるため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
	第3号	○	○	○	第18条及び第22条については新型コロナウイルス感染症においても準用されるため、本号を準用する。 これらを除いては本政令において準用しない条項であるため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
	第4号	○	○	○	第21条については新型コロナウイルス感染症においても準用されるため、本号を準用する。 これを除いては本政令において準用しない条項であるため、新型コロナウイルス

				感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
第4号 の2	○	—	○	第26条の3については新型コロナウイルス感染症においても準用されるため、本号を準用する。 これを除いては本政令において準用しない条項であるため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
第4号 の3	○	—	○	第26条の4については新型コロナウイルス感染症においても準用されるため、本号を準用する。 これを除いては本政令において準用しない条項であるため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
第5号	○	○	○	第27条については新型コロナウイルス感染症においても準用されるため、本号を準用する。 これを除いては本政令において準用しない条項であるため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
第6号	○	○	○	第28条については新型コロナウイルス感染症においても準用されるため、本号を準用する。 これを除いては本政令において準用しない条項であるため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
第7号	○	○	○	第29条については新型コロナウイルス感染症においても準用されるため、本号を準用する。 これを除いては本政令において準用しない条項であるため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
第8号	×	×	×	第32条は新型コロナウイルス感染症においては準用されないため、本号も準用しない。
第9号	×	×	×	第33条は新型コロナウイルス感染症においては準用されないため、本号も準用

					しない。
	第 10 号	○	○	○	第 37 条については新型コロナウイルス感染症においても準用されるため、本号を準用する。
	第 11 号	×	×	×	第 37 条の 2 は新型コロナウイルス感染症においては準用されないため、本号も準用しない。
	第 12 号	○	○	○	第 42 条については新型コロナウイルス感染症においても準用されるため、本号を準用する。
	第 13 号	×	×	×	第 53 条の 2 は新型コロナウイルス感染症においては準用されないため、本号も準用しない。
	第 14 号	×	×	×	第 53 条の 13 は新型コロナウイルス感染症においては準用されないため、本号も準用しない。
(事業者の支弁すべき費用)					
第 58 条の 2		×	×	×	第 53 条の 2 は新型コロナウイルス感染症においては準用されないため、本条も準用しない。
(学校又は施設の設置者の支弁すべき費用)					
第 58 条の 3		×	×	×	第 53 条の 2 は新型コロナウイルス感染症においては準用されないため、本条も準用しない。
(都道府県の負担)					
第 59 条		○	○	○	第 57 条第 1 号から第 3 号までについては新型コロナウイルス感染症においても準用されるため、本条を準用する。 これを除いては本政令において準用しない条項であるため、新型コロナウイルス感染症について適用される部分を明確化するための読み替えを行う。
(都道府県の補助)					
第 60 条	第 1 項	○	×	×	第 58 条の 3 は新型コロナウイルス感染症においては準用されないため、本項も準用しない。
	第 2 項	○	×	×	感染症指定医療機関の設置及び運営に関する費用の補助に関する規定であるため、準用は不要。
(国の負担)					
第 61 条	第 1 項	○	×	×	第 55 条（輸入検疫）は準用しないため、準用は不要。

	第2項	○	○	○	第58条（都道府県の支弁すべき費用）の費用に対する国の負担規定であるため。
	第3項	○	○	○	
(国の補助)					
第62条	第1項	×	×	×	準用していない規定（第58条第11号）に係る費用負担を定めるものであるため、また、準用している規定（第58条第12号）に係るものについてもその費用は結核患者の医療に係るものに限定されているため、準用は不要。
	第2項	○	×	×	準用していない規定（第60条第2項）に係る費用負担を定めるものであるため、準用は不要。
	第3項	○	×	×	特定感染症指定医療機関の設置及び運営に関する費用の補助に関する規定であるため、準用は不要。
(費用の徴収)					
第63条		○	○	○	第27条(感染症の病原体に汚染された場所の消毒)、第28条（ねずみ族、昆虫等の駆除）、第29条（物件に係る措置）を準用するため。
【第13章 雑則】					
(厚生労働大臣の指示)					
第63条の2		○	○	○	中東呼吸器症候群が都道府県等の区域を超えて発生する可能性があるため。
(保健所を設置する市又は特別区)					
第64条	第1項	○	○	○	この政令により準用して行う事務に対しても適用させる必要があるため。
	第2項	○	×	×	掲げられている条項は新型コロナウイルス感染症においては準用されないため、本条も準用しない。
(大都市等の特例)					
第64条の2		×	×	×	結核に関する大都市特例に係る規定なので、準用は不要。
(再審査請求)					
第65条		○	○	○	この政令により準用して行う事務に対しても適用させる必要があるため。
(事務の区分)					
第65条の2		○	○	×	本政令第3条に規定するため、準用は不要。
(権限の委任)					
第65条の3		○	○	○	この政令により準用して行う事務に対し

				でも適用させる必要があるため。
(経過措置)				
第 66 条	○	○	○	この政令により準用して行う事務に対しても適用させる必要があるため。

【第4条関係】法定受託事務について

- 感染症法においては、感染症のまん延防止のために緊急に対応が必要な事務は法定受託事務、平常時の事務は自治事務とされている。例えば、就業制限、入院措置等については、感染症の発生時に直ちに対処すべき事務であるため、国が本来実施すべき事務として、法定受託事務として整理されている。
- 今般、指定感染症について法の規定を準用するに当たっては、法定受託事務と自治事務の区分について、準用される規定における法定受託事務と自治事務の区分に従うこととしている。
- 事務の区分を規定するに当たっては、法定受託事務の明確化を図るため、本政令で準用されている規定から都道府県等の事務規定ではないものは除外して規定することとする。
- その際、感染症法第12条第1項のように、国民に届出義務を課す規定については、都道府県等において「届出の受理」事務が発生しているため、都道府県等の事務を規定した条項として取り扱うこととする（なお、この事務は法定受託事務として整理）。
- 以上を踏まえ、本政令第2条において準用されている法の規定を次の表のとおり分類する。
 - ※ グレー網掛けは、平成26年の感染症法改正による影響がないもの
 - 水色網掛けは、平成26年の感染症法改正を踏まえた検討が必要なもの。

準用する規定	法定受託事務	自治事務	都道府県等の事務を定めていない規定
第8条第1項			○
第12条（第4項及び第5項を除く。）	○		
第15条	第1項、第3項（第2号、第4号、第7号及び第10号に係る部分に限る。）、第4項、第7項から第12項まで		第2項、第5項、第6項、
第16条		○	
第16条の2		○	
第16条の3	第1項、第3項、		第2項、第4項、

	第5項、第6項、 第7項、第8項、 第9項、第10項		第9項、第11項
第17条	○		
第18条	第1項、第3項、 第4項	第5項及び第6項	第2項
第19条	第1項、第3項、 第5項	第2項、第7項	第4項、第6項
第20条	第1項から第5項 まで	第6項、第8項	第7項
第21条	○		
第22条	○		
第22条の2			○
第23条	○		
第24条		○	
第24条の2		○	
第25条	第4項		第1項から第3項 まで、第5項及び 第6項
第26条の3	第1項、第3項、 第5項から第8項 まで		第2項、第4項
第26条の4	第1項、第3項、 第5項から第8項 まで		第2項、第4項
第27条		○	
第28条		○	
第29条		○	
第30条		○	
第34条		○	
第35条		第1項から第3項 まで、第5項、第 6項	第4項
第36条（第4項を 除く。）		第1項、第2項、 第4項、第5項	第3項
第37条		○	
第38条第3項から 第6項まで及び第 9項	第5項及び第9項 （第一種感染症指 定医療機関に係る 部分に限る。）	第3項、第4項、 第6項及び第9項 （第一種感染症指 定医療機関に係る 部分を除く。）	
第39条第1項		○	

第 40 条		○	
第 41 条			○
第 42 条		○	
第 43 条		○	
第 44 条			○
第 57 条（第 4 号から第 6 号までを除く。）		○	
第 58 条（第 8 号、第 9 号、第 11 号、第 13 号及び第 14 号を除く。）		○	
第 59 条		○	
第 61 条第 2 項及び第 3 項			○
第 63 条		○	
第 63 条の 2			○
第 64 条第 1 項			○
第 65 条			○
第 65 条の 3			○
第 66 条			○

【附則第1項及び第2項関係】施行期日と政令の失効等について

<施行期日>

- 新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑みれば、本政令は速やかに施行する必要がある。
- 一方、刑罰規定が施行とともに直ちに適用されることとなる法令については、施行に当たって相当の周知期間をとるべきであることから、公布日施行とせず、「公布の日から起算して10日を経過した日から施行する」こととされている。
- 本政令の施行により、
 - ・ 就業制限違反
 - ・ 死体の移動制限等の命令等違反
 - ・ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒、死体の移動制限等の措置に関する行政職員の質問に対する虚偽答弁等に対し、罰則が新たに適用されることとなる（※）。このため、公布即日施行とせず、公布の日から起して10日を経過した日から施行することとする。

※ 第7条第1項において、第14章の罰則の規定は準用対象外とされている。しかしながら、感染症法第73条及び第77条の罰則の規定の適用については、第7条第1項の規定に基づく政令によって上記措置等が準用される場合を含んでいるため、感染症法上、罰則が適用されることとなる。

（参考）「法律審査事務提要」三頁より抜粋

- 刑罰を規定する法律案の施行日の扱い
刑罰規定が施行とともに直ちに適用されることとなる法律案は、原則として、公布即日施行とせず、「公布の日から起算して十日を経過した日から施行する」こととすること。

<有効期限>

- 指定感染症については、就業制限、入院措置等の強い人権制限を法律ではなく政令で臨機に行うものであることから、「指定感染症については、一年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより次条、第三章から第七章まで、第十章、第十二章及び第十三章の規定の全部又は一部を準用する」旨明記されている。
- 新型コロナウイルス感染症については、感染症法第7条第1項に規定する「政令で定める期間」を本則である第2条において1年と明確に規定する（P4）とともに、附則第2項において1年を経過したときに効力を失う旨の失効規定を設ける。

<経過措置>

- さらに、罰則の適用及び都道府県の支弁すべき費用又は国の負担については、政令の失効後も、罰則を課す必要性や費用の精算行為を行う必要があることから、政令失効後も効力を有する旨の経過措置を設ける。

(参考) 本政令による準用と罰則の関係

- 本政令の施行により適用される罰則は、次の表のとおり。
- それぞれについて、法律において、「第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。」とされているため、本政令では、当該箇所の準用は要しない。

準用する規定	罰則
第8条第1項	×
第12条（第4項及び第5項を除く。）	○ ・ 第十二条・・・の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合・・・を含む。）による届出の受理・・・に関する事務に従事した公務員又は公務員であった者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたとき ・ 第十二条第一項・・・又は同条第六項において準用する同条第一項の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）による届出（新感染症に係るものを除く。）をしなかった医師
第15条	○ ・ 第十五条（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合・・・を含む。）の規定による質問若しくは調査・・・に関する事務に従事した公務員又は公務員であった者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたとき
第16条、 第16条の2	×
第16条の3	○ ・ 第十六条の三第一項若しくは第二項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合・・・を含む。）若しくは第四十四条の七第一項若しくは第二項の規定による検体の受理若しくは採取・・・第十六条の三第三項若しくは第四項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合・・・を含む。）・・・の規定による検体の採取・・・第十六条の三第七項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合・・・を含む。）、の規定による検体の検査に関する事務に従事した公務員又は公務員であった者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたとき
第17条	○ ・ 第十七条（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合・・・を含む。）・・・の規定による健康診断に関する事務に従事した公務員又は公務員であった者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたとき
第18条	○ ・ 第十八条第一項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合・・・を含む。）の規定による通知を受けた者であって第十八条第二項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合・・・を含む。）の規定に違反した者

	令によって準用される場合・・・を含む。)、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合・・・を含む。）又は第三十一条第一項、第三十二条第一項若しくは第三十三条の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合・・・を含む。）による都道府県知事（保健所を設置する市及び特別区の長を含む。）の命令・・・に従わなかった者 ・ 第三十条第二項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合・・・を含む。）・・・規定に違反した者
第 34 条	×
第 35 条	○ ・ 第三十五条の規定（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合・・・を含む。）による措置に関する事務に従事した公務員又は公務員であった者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたとき ・ 第三十五条第一項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合・・・を含む。）・・・の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合・・・を含む。）・・・の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者
第 36 条（第 4 項を除く。）、第 37 条、第 38 条第 3 項から第 6 項まで及び第 9 項、第 39 条第 1 項、第 40 条から第 44 条まで、第 57 条（第 4 号から第 6 号までを除く。）、第 58 条（第 8 号、第 9 号、第 11 号、第 13 号及び第 14 号を除く。）、第 59 条、第 61 条第 2 項及び第 3 項、第 63 条、第 63 条の 2、第 64 条第 1 項、第 65 条、第 65 条の 3、第 66 条	×

【附則第3項関係】地方自治法施行令の一部改正について

- 法定受託事務については、個別法において「法定受託事務」を特に定め、又は変更する場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の別表を併せて改正しなければならないこととされている。
- 具体的には、法定受託事務の別表においては、上欄に法律名を法律番号順に、下欄に当該個別法で「法定受託事務」を特に定めている条文を個別法の表現のまま一覧として記載するという方式が採用されている。このため、新しい法律によって、「法定受託事務」が創設される場合には、その施行期日の順に従って、別表の末尾に追加されることとなっている。

また、個別法に基づく政令によって「法定受託事務」が創設される場合は、地方自治法第2条第10項の委任に基づいて、地方自治法施行令に同様の別表を設けることとされている。（参考：「逐条地方自治法」：松本英明著・学陽書房）

したがって、法に基づく本政令によって「法定受託事務」を特に定める場合には、感染症法第65条の2を準用するのではなく、本政令において法定受託事務を定めるとともに、地方自治法施行令の別表に追加を行う必要がある。
- 本政令において準用する法の規定については、法の準用による事務の創設であることから、法における事務の区分の整理に従うことが適当である。このため、感染症法第65条の2における法定受託事務の区分に従って、都道府県等の事務を定めていない規定を除き、本政令において法定受託事務を列举して規定することとするとともに、地方自治法施行令の別表に同様の規定を列記することとする。